高知県中学校体育連盟表彰規程

(目的)

第1条 高知県中学校体育連盟の振興に寄与し、各地区役員もしくは各 競技専門部役員としてその功績が顕著なものに対し、功労者とし てその栄誉を顕彰することを目的とする

(受賞の資格)

第2条 表彰は各号に該当するもので、各地区中学校体育連盟及び各競 技専門部から推薦されたもの

1 各地区会長 3年以上務めたもの

2 各地区理事長 3年以上務めたもの

3 各地区研究委員長 3年以上務めたもの

4 各競技専門部役員 4年以上務めたもの

5 上記のほか特に必要と認めたもの

(選考ならびに決定)

第3条 第2条により推薦されたものについては、表彰委員会において 選考し、第2回理事会において決定する

(表彰)

第4条 表彰受賞者には、第3回理事会において感謝状を贈る

(附則)

この規程は、平成 1 8 年 4 月 2 8 日から施行する 平成 1 8 年 6 月 2 4 日一部改正

平成23年 6月25日一部改正